

貧困と格差

西野 岳行

目次

はじめに	1
第1章 貧困の現状	2
第1章第1節 貧困の定義	2
第1章第2節 セーフティネット	2
第1章第3節 雇用環境の悪化	3
第1章第4節 非正規雇用の増加	3
第2章 貧困により生じる問題	4
第2章第1節 生活保護	4
第2章第2節 児童虐待や犯罪	7
第3章 貧困家庭と教育	8
第3章第1節 貧困の世代間連鎖	8
第3章第2節 ひとり親家庭と貧困	8
第3章第3節 教育格差の拡大	10
最後に	11

はじめに

現在日本には多くの貧困問題がある。例えば、「働く女性の約6割が非正規雇用で、単身女性の3人に1人が貧困で、シングルマザーなどひとり親世帯の貧困率は5割を超え、65歳以上の単身女性の半分以上が貧困」(毎日新聞(2014年10月31日:夕刊、2))と指摘されているように女性の貧困が多く、それに連動して子どもの貧困も増えている。他にも、某人気タレントの親族や在日外国人による生活保護の不正受給、「働いているか、働ける状態にあるにもかかわらず、憲法25条で保障されている最低生活費(生活保護基準)以下の収入しか得られないワーキングプアの人々」(湯浅(2008:3))など様々だ。ワーキングプアは、「様々な税額控除を勘案すれば、大都市圏で年収300万円を切る一般標準世帯」(湯浅(2008:3))であればその状態に当てはまるとされ、近年勤労者全体の2割以上となり増加している。湯浅(2008:4)は、『日本社会にはこのような状態で暮らす人々が増えていく、と想像される。「想像される」としか言えないのは、政府が調査しないからだ』と

述べ、貧困の広がりや直視しない現在の日本政府のあり方を指摘している。本論文では、現代の日本の社会が抱える貧困から生じる問題や、雇用環境の現状などについて考えていきたい。

第1章 貧困の現状

第1章第1節 貧困の定義

貧困を考えるに当たっては、まず2つの定義からとらえる必要がある。それは「絶対的貧困」と「相対的貧困」というものである。

第1章第1節第1項 絶対的貧困

「絶対的貧困」は、各家計が現在の所得以下の所得だと食べていけなくなる、生活できなくなる、という意味での貧困である。橘木(2006:16)は、「食べていくのに必要な額は各地域によって異なりますが、仮に年間150万円必要とすると、150万円以下の所得しかない人を貧困と定義します」と記している。

第1章第1節第2項 相対的貧困

「相対的貧困」は、他の人と比べてどの程度所得が低いのかということに注目し、たとえば平均的な所得と比較して、〇〇パーセント以下の所得しかない場合を貧困と定義する。橘木(2006:16)は相対的貧困を、「他人と比較して自己の所得が非常に低いと、その人は貧困を感じ疎外感を持つだろうと見なして、貧困を定義するものです。これは国際比較を行う際に重要な指標となります」と記しており、絶対的貧困と相対的貧困の2つの定義が日本の貧困の現状を知る上で重要であるとしている。

第1章第2節 セーフティーネット

貧困者や全ての人々を救済するための仕組みとして、セーフティーネットというものがある。セーフティーネットというのは、簡単に言ってしまうと、「不幸に陥った人たちに、自己の貯蓄、家族の支援に加えて、失業保険や生活保護、医療保険、介護保険など様々な形で社会保障給付を行うこと」(橘木(2006:32))である。セーフティーネットの担い手は、家族や企業、政府など様々あるが、ここでは政府によるセーフティーネットに注目する。政府のセーフティーネットには、網の目のように救済策を設けることで安心や安全を提供するための仕組みがある。それらは雇用のネット、社会保険のネット、そして公的扶助のネットと呼ばれており、重層的な三層構造になっている。生活保護は、三層構造の一番下にある公的扶助のネットの中でも「最後のセーフティーネット」と呼ばれている。しかし湯浅(2008:32)は、「三層というと、一つをすり抜けても次で引っかかる三段構えの安全網をイメージするが、正社員でない非正規雇用者などの場合は、一段目から落ちたら二段

目も三段目も素通りしてしまう構造になっている。一度雇用のネットからこぼれ落ちたが最後、どこにも引っかかることなく、どん底まで落ち込んでしまう」と指摘している。ここから落ちた人が就職・再就職先を見つけることはもちろん非常に困難である。また、その中には貧困に耐えられず、食事と寝る場所欲しさにわざと刑務所に入るため、万引きなどの犯罪を起こすというケースも増えている。「刑務所が第4のセーフティーネットになってしまっている」（湯浅(2008:39)）とも言われているように、本来のセーフティーネットがうまく機能していないのが現状である。

所得レベルでみると、年間を通じて働いているのに年収が200万円未満という人が1000万人を超えている。「高齢者や無職を含めれば、所得のもっとも低い20パーセントの人たちの平均年収は129万円、年収200万円未満が総数4753万世帯の18,9パーセント、898万世帯を占める」（湯浅(2008:33)）。それに伴い、生活保護を受けている世帯も、96年が61万世帯、04年が100万世帯、05年が105万世帯と確実に増えていっている。

第1章第3節 雇用環境の悪化

貧困の原因にはさまざまなものがあるが、その中に雇用環境の悪化がある。日本全体で企業業績は上がっているのにもかかわらず、日本の労働分配率は1998年をピークに2001年以降減り続けている。

『「日本では2002年以降から景気回復が始まり、GDPが14兆円増える一方、雇用者報酬は5兆円減った。だが、大企業の役員報酬や株主への配当は増えている。——パイが増える中で、人件費を抑制して、株主と大企業の役員だけが手取りを増やしたのだ』（湯浅(2008:36)）と言われているように、たとえ景気が回復したとしても、大企業のトップ層がほとんどの利益を取ってしまえば貧困層の状況は改善されることはない。これにより、戦後最長の景気上昇期間を経験していながら、従来なら好況期には減少するはずの生活保護受給者が増大していく、という事態が起こっている。

橘木(2006:48)は、「景気回復が見られるのは一部の企業のみで、地方や中小企業にはそれがまだ波及していないのが現状だ」と指摘している。

第1章第4節 非正規雇用の増加

企業がそうそう簡単に正規労働者の数を増やそうとしないのも貧困が悪化する原因の一つだ。そうしてしまうのは企業が、簡単にやめさせることができ、賃金を少なくすることができるなど、非正規雇用のメリットを経験しているためである。また、「バブル経済崩壊後、男性でも正規雇用が減少し、アルバイト・パート・契約社員・派遣・請負などの非正規雇用が増加した」（佐藤(2011:65)）と言われているように、不況により、企業が正規雇用の採用数を大幅に縮小せざるを得なくなったために、男女両方で非正規雇用社員が増加している。

新規学卒一括採用の日本的雇用システムの慣習自体が、正規雇用への道を狭めているという意見もある。「新規学卒一括採用システムでは、在学中に就職先を決めておくことを前提としている。先行研究も、卒業と就職が間断（※空白期間のこと）ないものである場合は正規雇用、逆に間断があった場合は非正規になりやすいことを明らかにしている」（佐藤(2011:70)）とあるように、新卒かそうでないかで、正規雇用か非正規雇用かを判断されてしまうというのが今の日本の現状だ。

「安部晋三首相が誇るように、アベノミクスで有効求人倍率は上がった。問題は中身だ。増えた雇用はほとんどが非正規で、雇用の劣化が進み実質賃金も下がっている」（中島(2014年11月28日：毎日新聞、朝刊、11)）、「安部政権は非正規雇用の拡大固定化につながる労働者派遣法改正案を国会に提出するなど、企業・雇用者側に有利な政策を進め、この問題への取り組みが弱い。それは自民党が利権構造に基づく再配分を行っていた高度成長時代とは異なり、できるだけ事業失敗や失業などのリスクを個人に負担させる新自由主義志向を強めたからだ。選挙前に打ち出した地域商品券の発行などの地方経済でこ入れ策は、強者が勝つ自由競争で経済が成長すると考えている自民にとって、さらなるモルヒネを注射するただの人気取りに過ぎない」（中島(2014年11月28日：毎日新聞、朝刊、11)）と、現在の与党の政策方針に異を唱える意見を述べているものもいる。

アベノミクスに対しての意見は他にもある。「大企業の業績は大幅に改善し、今年の春闘での大企業の賃上げ率は16年ぶりに高い伸び率を示した。完全失業率も低下した。しかし最近、円安による輸入コストの上昇が、中小企業や非製造業の収益にマイナスに作用している。失業率の低下も給料が低い非正規の社員がふえたことによるもので、おしなべて大都市の富裕層や大企業にはプラス効果が生じているものの、地方都市や中小企業には及んでいない」（増田(2014年11月30日：毎日新聞、朝刊、2)）と、富裕層と貧困層の盛り上がり温度差があるのがわかる。

第2章 貧困により生じる問題

第2章第1節 生活保護

先述したように、日本には貧困者を救済する手段として生活保護制度がある。厚生労働省(2014年12月26日)によると、この制度の趣旨は、「生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的」とされている。また、『生活保護基準は、憲法が定める「最低限度の生活」を保障するための基準であり、食費、被服費、光熱費などの日常生活費を補う生活扶助が基本で、必要に応じて住宅扶助や教育扶助、介護扶助などが加算される。受給申請者の年齢や性別、住んでいる地域や家族構成によって基準が異なるものもある。生活保護制度では、収入との差額が保護費として支給される』（湯浅(2013年1月25日：毎日新聞、朝刊、7)）と定められている。

厚生労働省(2011)の「生活保護制度の現状等について」によれば、平成21年とそこから10年前の平成11年の生活保護受給世帯の数を比較すると、世帯類型ごとにみた生活保護受給世帯数は全体的に増加しているが、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯数」の割合が50,184から171,978へと3倍強も増加している(表1)。つまり、働き盛りの年齢層の生活保護受給者が増えているのだ。稼働年齢層にも働きたくても怪我などで働けないもの、今の境遇に甘えて働こうとしないものなど様々いるが、従来の就労支援策をさらに改良する必要があるだろう。

表1 世帯類型別の生活保護受給世帯率の推移

	被保護世帯 総数	高齢者世帯 数	母子世帯数	傷病・障害者 世帯数	その他の 世帯数
平成11年度	703,072	315,933	58,435	278,520	50,184
	100%	44.90%	8.30%	39.60%	7.10%
平成21年度	1,270,588	563,061	99,592	435,956	171,978
	100%	44.30%	7.80%	34.30%	13.50%

※出所は厚生労働省(2011)「生活保護制度の現状等について」をもとに筆者が作成した。

第2章第1節第1項 生活保護のイメージ

生活保護受給者は「もらいすぎではないか」と生活保護を受給していない人々から批判が集まりがちだが、生活保護をもらっていないからといって関係のない話とは言い切れない。たとえば、『年収200万円～300万円の子育て世帯は、子供の学用品や修学旅行の積立金を自治体から支払ってもらっている場合が多い。中学校では学用品や修学旅行の積立金は年間10万円を超える。「就学援助制度」と呼ばれ、生活保護を受けていない141万人の子供達が利用している』(湯浅(2013年1月25日:毎日新聞、朝刊、7))と言われており、誰をこの制度の対象にするかは自治体によって異なるが、多くの自治体では「生活保護より収入が10%高い世帯まで」などと、生活保護を基準に規定を設けている。だから、生活保護費が下がれば、今まで就学援助を受けていた人の中から対象外になる人が出る場合がある。他に、障害福祉サービスなども生活保護を基準に定められている。湯浅(2013年1月25日:毎日新聞、朝刊、7)は、『就学援助を受けている親たちの中には「生活保護受給者は保護費をもらいすぎ。大幅に削減すべきだ。」と考えている人がいるだろう。だが、それが自分の子供の就学援助の打ち切りにつながる可能性があるということを知っているのか、私は疑問だ』と指摘している。

このように生活保護受給に批判が集まりがちなのはいろいろな問題が起因しているからだと考えられる。生活保護の受給それ自体を恥と考えるような日本人の国民感情も少なからずその一つと考えられる。「生活保護をもらっているなどということは世間体が悪い、恥ずかしい。だから、生活保護の申請をしないという人もいます」(橋木(2006:184))と

言われているように、生活保護受給は情けないことで頑張っただけ働かなかった結果そうなるのだという考え方が当たり前の風潮になっているのだ。他にも、マスコミによる生活保護受給者の家庭の密着取材、某人気タレントの親族や在日外国人による生活保護の不正受給問題がニュースなどで度々取り上げられ、そのたびに生活保護のマイナスイメージが拡大してしまっている。

第2章第1節第2項 生活保護申請のハードル

生活保護の不正受給などの穴抜けを防ぐために、ミーンズテストという制度が設けられている。ミーンズテストとは、その人が本当に生活保護を受ける資格があるのかという見地から、資産調査を伴う資格検査のことだ。だが、「このミーンズテストの基準が、日本では非常に厳しいという実態があります。たとえば、貯金がある程度あるとミーンズテストが通らないとか、あるいはマスコミなどでも話題になりましたが、クーラーを買ったら生活保護の支給を打ち切られたなど、様々な事例が報告されています」（橋木(2006:184)）と言われているように、このミーンズテストのハードルが高すぎるため生活保護の基準がとてつもなく厳しくなっているのだ。しかし、ミーンズテストのハードルを低くしすぎると、暴力団関係者や実際には貧乏でない人たちによる不正受給を防ぐことがさらに困難になってしまう。不正受給を防ぎ、本当に貧困に苦しんでいる人だけに支給されるべきだとの声が高まり、支給の厳正化が厳しく問われたことも、ミーンズテストの厳しさの背景にある。国民の税金を使って生活保護支給をするのだから、生活保護を得る資格があるかどうかを選別する必要は当然あるのだが、そのハードルが高すぎると、本来最優先に救済されるべき真の貧困者までもが救済されない、という事態が起こるジレンマに陥ってしまっている。

生活保護の申請を出したが、役所に「家族の援助を受ければよい、頑張っただけ働けば何とかかなる」という理由で突き返され、その結果やむなく餓死するという事件もある（これは似たようなケースの事件が多々報道されている）。その一つが「2006年5月23日、北九州市門司市でミイラ化した遺体で発見された56歳の男性は、複数回福祉事務所に相談に行き、申請意思を明確に示していたにもかかわらず、次男および長男の援助を受けるよう言われて、申請を拒否された末に餓死した」（湯浅(2008:43)）というもので、家族の援助は当然あるものと判断されて申請が通らないケースも多いことがわかる。また、生活保護申請の手続きが非常に複雑で、それによりさらに生活保護のハードルを高くしている。さらには、学歴達成度が低い貧困者は情報収集の能力が低く、パソコンや携帯電話などの情報端末があっても申請手続きの仕方がわからないというケースや、生活保護申請が通るほどの貧困度であってもそのことに気づかない（そもそも生活保護申請をするという考えに至らない）というケースも少なくない。他にも、前述したように生活保護の受給それ自体を恥と考えるような日本人の国民感情が原因で申請をしない（できない）という場合もある。

第2章第1節第3項 生活保護の引き下げと消費増税

「2013年8月より、生活保護費の基準額が国の予算で1,5%引き下げられ、1日から新たな額での支給が始まった。引き下げは2004年度以来で、(中略)下げ幅は過去最大」(47NEWS(2013年8月1日))となった。また、同記事では、受給者の一部がこれに反発していることが記されているが、橋木(2006:186)は「仮に現在の生活保護支給額を減らしても、もっと門戸を広げて、救済すべき人の対象を広げるべきだ」と述べている。また、2014年4月から消費税が5%から8%へと増税された。消費税の増加は橋本内閣以来17年ぶりのことだ。一般家庭はもちろんのこと、生活保護の引き下げにより厳しい生活を強いられている受給者は、さらに切り詰めた生活を余儀なくされるだろう。さらに消費税の再引き上げが検討されたが、これは延期された。しかしこれから8%より増える可能性は十分に考えられる。アベノミクスの影響により多くの大企業や中小企業が賃上げに対する意欲を示しているが、それにより人々がどれだけ安定した生活を送れるようになるかが注目される。しかし、生活保護受給者や非正規雇用の人々にとっては、賃上げよりもまず働き口を増やすことや待遇を改善することが求められているのではないだろうか。

第2章第2節 児童虐待や犯罪

貧困によって生じる問題は他にも多々ある。例えば前述したように、金銭的に困窮した貧困者が、刑務所に入れば食べ物にありつけると考え、生きていくためにわざと万引きなどの罪を犯し刑務所に入ろうとするという、食べるための犯罪が増えることがあげられる。さらには児童虐待や家庭内暴力も、貧困によって引き起こされる場合がある。『通常、児童虐待の原因は親の人格の問題、平たく言えば「とんでもない親がいたものだ」と受け止められる傾向にある』(湯浅(2008:48))が、そこにも経済的なことを主とした生活上の苦悩が反映しているケースが少なくない。『2003年の子ども家庭総合研究事業「児童相談所が対応する虐待家族の特性分析—被虐待児および家族背景に関する考察」によれば、調査対象となった3都17児童相談所で実施された一時保護510件(2002年度)の中、生活保護世帯・市町村民税非課税・所得税非課税の家庭は全体の44,8パーセントを占める』(湯浅(2008:49))と述べられていることから、貧困により生じる児童虐待のケースが多いことがわかる。児童虐待やネグレクト(育児放棄)が強く貧困や低収入に結び付いているのだ。それは、雇用のセーフティーネットに支えられず、「働いていれば食べていける」状態にすらなっていないにもかかわらず、社会的なサポートをほとんど受けられないということが原因で家族内部にストレスが増幅していくという悪循環から見ても間違いないだろう。湯浅(2008:51)は、「こうした貧困に耐えられないが故に起こる犯罪や児童虐待を本気でなくそうとするならば、少なくとも貧困ラインの上まで家族の収入を増やさなければならぬ」と指摘している。

第3章 貧困家庭と教育

第3章第1節 貧困の世代間連鎖

貧困の世代間連鎖とは、親が生活保護を受けていたら、その子どもも生活保護世帯になるというもので、「大阪府堺市健康福祉局理事の道中隆氏の調査によれば、生活保護受給者（世帯主）が育った家庭も生活保護を受けていたという世帯は、390世帯中98世帯（25,1パーセント）に上っている」（湯浅(2008:55)）とされている。「経済的に困難な家庭に生まれる子どもは、豊かな家庭で成長した子どもと同等の機会や発達条件、将来の可能性から排除される危険の高い生育環境にある」（湯浅(2008:55)）といわれている。貧困の苦しみの中で、現実には家族しか支えがなければ、支え合う余裕のない貧困家庭に生まれた子どもたちが、自分が親となり家庭を持っても貧困化するというのは当然と言えるかもしれない。貧困が世代間連鎖することで、その家庭の子どもは進学したくても家計の問題で進学をあきらめなければならないことになる場合があるだろうし、塾をはじめとする進学のための学習機会も十分に持てないことが多々あるだろう。稲葉(2011:239)は、「こうして貧困は低い教育の達成と、所得や威信の面で評価の低い初職への就職へと結びつくだろう。恵まれない初職への就職は、その後の所得の低さへと結びつくだろう。こうした関連が強ければ、世代を超えた貧困の再生産がおこなわれることになる」と指摘している。そうした世代間にわたる貧困により、その家庭の子どもは収入が低くなり、またその子どもも、という負の連鎖が完成してしまう。この家庭の貧困により起こる生活保護の負の連鎖を止める策を積極的に解明していかなければ、これからの日本の未来を担う子ども達の力がますます衰えていってしまうといえるのではないだろうか。

第3章第2節 ひとり親家庭と貧困

ひとり親家庭の定義は、稲葉(2011:240)によれば、「父または母と、未婚の成人していない子どもからなり、その未婚の子どもが養育を受けている世帯」とされている。「父子世帯は母子世帯の14,2%程度であり、圧倒的に少ない。母子世帯のうち、67,5%が独立母子世帯、32,5%が同居母子世帯である」（稲葉(2011:240)）といわれている。独立母子世帯とは、母と子どものみの世帯、同居母子世帯は親族（ほとんどは母親の母）と同居している母子世帯のことであり、独立母子世帯の割合のほうが30パーセントほど多いことがわかる。「母子世帯の内訳を（父との）死別と離別に区分すると、死別の比率が年々低下し、離別の比率が一貫して増加していることが知られている。2006年の母子世帯等調査では前者は全体の9,7%、後者は79,7%をしめている」（稲葉(2011:241)）といわれているように、子どもがいるのに離婚してしまう夫婦が年々増え続けていることがわかる。

『日本労働研究機構による「母子世帯の母への就業支援に関する研究」（2003年）では母子家庭の所得水準がきわめて低いこと、一方で日本では母子家庭の母親の就業率が85%

(1998年)と飛びぬけて高いこと、この事実からも明らかなように、母親たちの就労が低賃金の周辺の労働にとどまっていることなどが指摘されている(2006年でも就労率は85%)』(稲葉(2011:241))といわれているように、子どもを養っていくためにたくさん働かなければならないが、低賃金な労働しかない母親が非常に多いことがわかる。このデータは1998年や2006年と少しばかり古いが、現在になってこの状況がすっきり解決したかといわれれば首を縦にふれないのが現状である。

また、父親が不在の子どもは、母親の収入をメインに養ってもらうしかないために、塾や進学などの教育の機会が一般の家庭の子どもに比べ極端に少なくなるため、学歴達成にも大きく影響する。高校進学・卒業、大学や短大への進学を学歴達成とすると、「男性の結果を見ると、高校進学・卒業については父不在群と存在群の間の格差は概して少なく、統計的に有意な格差は1つも示されない。ところが、短大以上への進学に関しては大きな格差が看取され、直近のコーホート(※観察対象となる集団のこと)でもその差異は大きい」(稲葉(2011:244))といわれ、男性の場合は大学や短大への進学において一般家庭との格差が生じていることがわかる。対して、「女性の結果では、1955-1964年コーホートを除けば高校進学や卒業についても一定の格差が示されている。短大以上への進学に関しては、古いコーホートでは差異がそれほど顕著ではなかったのに対し、直近の2つのコーホートではきわめて大きな格差が検出されている」(稲葉(2011:245))と述べられており、女性のほうが高校進学・卒業の時点で格差が表れている場合が多く、短大以上に関しても昔と比べ女性の進学率が上がったことにより格差が大きくなっている。そして、父親が不在の男女どちらも、父親が存在している男女に比べ大学や短大への進学率が低く、その格差は多少縮まる年もあるが、広がる値が大きいためになかなか縮まることはない。「男女ともに父存在群は近年になるほど進学率が上昇している。これに対して父不在群は男女とも上昇幅が小さく、とくに女性は5つのコーホートを通じてほとんど進学率が上昇していない。少なくとも、高等教育機関への進学の格差は縮小していない。男性は、1945-1954年コーホートで見られた存在群・不在群の格差がほぼそのまま後も存続し、女性がかつて存在しなかった格差が、父存在群の進学率の上昇と不在群の進学率の停滞によって、近年になるほど拡大していることがわかる」(稲葉(2011:246))と述べられていることから、進学については男性よりも女性の方の格差が大きいことがわかる。社会全体の高学歴化が進む一方で、父親がいない母子家庭の子どもたちの学歴達成の格差が以前に比べて顕著になっているのである。

「なぜ高等教育機関への進学希望が低いのかは推測の域をこえないが、児童扶助手当の支給が18歳までであること、奨学金の多くが貸与であるなどの理由で、大学進学後に経済的な困難が予想され、中学卒業後すでに大学進学をあきらめているものが多い可能性はある(中学3年時に最終学歴は高校でよいとする者は、もともと最近のコーホートでも男女計57%と高い)」(稲葉(2011:248))とあるように、所得保障の期間の短さや社会保障の

不十分さがこうした傾向を引き起こしているといえる。特に大学の奨学金制度は、卒業して就職先にありつけても新社会人になった途端100万円以上の借金を背負うという異常事態に見舞われるため、ひとり親家庭でない一般家庭の子どもでも躊躇することが多い。就職できなかった場合はお金を稼ぐ手段もないのに多額の借金を背負うことになるので、非常に困難な生活を強いられることになる。それならば、ひとり親家庭の子どもが、奨学金という借金を背負うくらいなら早く就職してお金を稼ぎたいという考えにいたるのは当然のことであるといえるかもしれない。こうした問題に対処するには、「児童扶養手当の支給年齢を延長することや給付型の奨学金の可能性を検討することなどが必要だろう」（稲葉(2011:248)）と述べられている。

学歴達成の格差が大きくなれば、就職やその後の生活、現在の生活にもひとり親家庭と一般家庭で何らかの格差が生じる可能性が高いと考えられる。「父不在群は低い学歴達成と連動して男女ともに初就職年齢が早い」（稲葉(2011:249)）といわれており、男性の場合は初就職先のホワイトカラー比率が低く、その後職を転々とする数も多い。女性の場合は結婚などで自分がメインで家計を支える立場でなくなる場合があるため、初就職年齢は早いものの、現在の世帯年収の低さが男性ほど顕著にデータとして表れることはない。

「父不在群に有配偶率や現在の生活満足度が低い傾向は見られないが、男女ともに階層帰属意識（社会全体を10の層に分けたときの自分の位置）が低い傾向が見られる。男性の帰属意識の低さは本人の教育年数を経由して作られており、学歴上の格差の縮小が帰属意識の格差の縮小をもたらすことを意味している」（稲葉(2011:249)）とあるように、教育の機会が均等になれば格差の広がりも多少は抑えられることがわかる。しかし家庭の事情を優先し進学を諦め、早く就職する子どもがひとり親家庭に多いため、学歴上の格差の縮小は難しいことである。

第3章第3節 教育格差の拡大

都村・西丸・織田(2011:267)が、「格差社会をめぐる昨今の議論において、教育の問題は、非正規雇用や貧困の問題と並んで、大いに注目を集めている。すなわち、所得や社会的地位の不平等を生み出す要因として、あるいは世代間で格差が引き継がれていく背景として、教育における不平等が一定の役割を果たしているのではないか、という見方である」と述べているように、教育の格差の広がりには重要な問題である。都村・西丸・織田(2011:267)は、「学力低下が叫ばれるなかで、子どもの学習時間や学習意欲に関して、親の社会階層による差が生じているという指摘もなされている」と述べた上で、「教育達成における社会的格差が問題化する背景には、教育についての公的支出が少なく、教育コストの負担が各家計に委ねられている日本の状況がある。その結果として、1980年代以降、可処分所得に占める教育費（学校教育費＋学校外教育費）の割合は増加傾向にあり、家計における教育費負担を重くしている」と指摘している。国が、塾やその他習い事に使う教

育費をほとんど家計で賄うよう委ねているため負担が重くのしかかるのだ。そのため、教育費に十分な費用を使うことができるのはある程度家計に余裕がある家庭のみで、ひとり親家庭や生活保護を受けている家庭が教育にまわすお金は非常に不十分であると言える。十分な教育が受けられなければ、学歴達成に影響する傾向がある。「1990年代から学歴による（雇用の）違いは統計的に有意である。けれども、非正規になるかならないかと学歴との関連性は、1990年代には有意ではなく、2000年代には有意である。その意味で、学歴による雇用機会の格差は2000年代に入って拡大したといえることができるだろう」（佐藤（2011:69-70））とされているように、学歴による雇用機会の格差の拡大はここ最近になって顕著に取り沙汰されるようになったことだ。2010年代になった現在となつては、非正規雇用の増加などから見ても、その格差の拡大はさらに広がっていると考えられる。

最後に

日本の正規労働者雇用システムは、学歴達成度に大きく左右される傾向が強い。また、新卒時に正規雇用労働者になることができず、非正規雇用労働者になってしまうと、その後非正規雇用の職しか選択できない状況に置かれる可能性が強まる。そうならないために多くの家庭の親は、子どもを塾や習い事に行かせ、良い高校・大学に入れて、少しでも学歴達成度を高くしようとする。しかし、ひとり親家庭や生活保護受給家庭のような、所得が低く家計に余裕がない世帯では、子どもに学校外での教育を受けさせることができない場合が多い。これでは、教育にお金をかける余裕がある家庭とない家庭との格差がますます広がり、貧困の原因となってしまう。親の財力によって子どもの教育の機会に差が生まれてしまうというのは、教育の機会の平等の観点からも好ましくない。国は、教育にかかる費用の多くを家計に委ねるのではなく、教育制度を深く見直すべきであると思う。

【 参 考 文 献 】

【日本語文献】

- 稲葉昭英(2011)「ひとり親家庭における子どもの教育達成」、佐藤嘉倫・尾嶋史章編
(2011)『現代の階層社会1 格差と多様性』東京大学出版会、239-66頁
- 佐藤香(2011)「学校から職業への移行とライフチャンス」、佐藤嘉倫・尾嶋史章編
(2011)『現代の階層社会1 格差と多様性』東京大学出版会、65-79頁
- 佐藤嘉倫・尾嶋史章編(2011)『現代の階層社会1 格差と多様性』東京大学出版
会
- 橘木俊詔(2006)『格差社会 何が問題なのか』岩波新書
- 都村聞人・西丸良一・織田輝哉(2011)「教育投資の規定要因と効果」、佐藤嘉倫・尾嶋史
章編(2011)『現代の階層社会1 格差と多様性』東京大学出版会、267-95頁
- 湯浅誠(2008)『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波新書

西野 岳行「貧困と格差」
(2015年1月10日提出 ゼミ卒業論文)

【新聞】

中島岳志(2014年11月28日)「少子化の歯止め策選択を」『毎日新聞』朝刊、11頁

『毎日新聞』(2014年10月31日)夕刊、2頁

増田寛也(2014年11月30日)「時代の風」『毎日新聞』朝刊、2頁

湯浅誠(2013年1月25日)「私の社会保障論」『毎日新聞』朝刊、7頁

【Webコンテンツ】

厚生労働省(2011)「生活保護制度の現状等について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001dmw0-att/2r9852000001do56.pdf>

厚生労働省(2014年12月14日)「生活保護制度 | 厚生労働省」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsuhogo/eikatuhogo/

Press Net Japan Co., Ltd (2013年8月1日)「生活保護、過去最大の減額始まる 1日
新たな額で支給 - 47NEWS」

http://www.47news.jp/smp/news/201308/SM0801_956086.html